

# 県産農産物販売促進特別対策事業実施要領

令和4年12月22日決裁

## 第1 趣旨

農業生産資材価格が上昇する一方で、県産農産物の出荷価格は向上していない。特に、県産米の価格については、新型コロナウイルス感染拡大前に比べて大幅に低下した後も十分に回復していない状況にある。

このため、生産者の経営が圧迫されている。

他方、消費者から見た食材価格は上昇しており、家計支出が増加している。

そこで、食品関連事業者等による県産農産物を使った販売促進キャンペーンの実施を支援することで、県産農産物を取り扱う事業者の拡大と消費喚起を図り、県産農産物の購入機会を増やすことで県内の生産者を支援するとともに、県民の家計を応援する。

## 第2 事業内容

本事業において実施する事業の内容は、別表1に掲げるとおりとする。

## 第3 事業実施主体

事業実施主体は食品関連事業者、農林漁業者又は商工業者の組織する団体のうち、別表1に掲げるとおりとする。

## 第4 支援対象

県産農産物を使ったキャンペーンを実施する際に使用する資材費その他の経費を支援対象とする。

## 第5 事業の実施期間

県産農産物を使ったキャンペーンを実施する期間は、補助金交付決定日から令和5年3月12日（日）までとする。

## 第6 実施手続

### 1 事業の着手

事業の着手は補助金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上でやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

この場合、あらかじめ、その理由を明記した様式第1号の交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

### 2 事業の完了報告等

本事業については、交付決定を受けた年度において事業を完了するものとし、事業実施主体は、事業を完了した日から1か月を経過した日又は当該年度の3月17日のいずれ

れか早い日までに、実施状況報告書を知事に提出するものとする。

ただし、県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付要綱第8条に規定する実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

#### 第7 推進体制

県は、本事業を地域の実情に即し円滑かつ適正に推進するため、関係する機関や団体等と緊密な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての募集推進と出店確認に当たるものとする。

#### 第8 助成措置

県は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

#### 第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項は、農業ビジネス支援課長が別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和4年12月22日から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い「県産農産物販売促進特別対策事業実施要領（令和3年12月22日決裁）」については廃止する。

別表1 (第2、3関係)

区分	内容	事業実施主体
(1) 直売所等での県産米増量キャンペーンの実施	県産米の購入者に対し、販売量の2割を上限とする県産米を増量する。	食品関連事業者、農林漁業者又は商工業者の組織する団体
(2) 量販店でのポイントキャンペーンの実施	県産米をはじめとする県産農産物の購入者に対し、販売額の2割を上限とするポイントを付与する。	食品関連事業者

※ いずれの内容も事業実施主体が特別に県産農産物のPRを行い販売・提供すること。